

江戸川区ひきこもりサポート施設条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区ひきこもりサポート施設条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区ひきこもりサポート施設（以下「ひきこもりサポート施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ひきこもり当事者 様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、おおむね家庭にとどまり続けている状態又はこれに近い状態にあるものをいう。

- 二 家族 ひきこもり当事者の家族をいう。

(設置)

第三条 ひきこもり当事者に対し、自由に過ごすことのできる空間（以下「フリースペース」という。）及び就労体験可能な場（以下「ジョブスペース」という。）を提供すること、ひきこもり当事者及び家族の福祉の向上を図るため、ひきこもりサポート施設を次のとおり設置する。

名称

位置

江戸川区ひきこもりサポート施設

江戸川区中央二丁目二三番五号

(事業)

第四条 ひきこもりサポート施設は、前条の設置目的を達成するため、ひきこもり当事者に対して次の事業を行う。

一 フリースペースの提供に関する事

二 ジョブスペースの提供に関する事

三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

（利用できる者）

第五条 ひきこもりサポート施設を利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一号に掲げる事業 ひきこもり当事者及び家族

二 前条第二号に掲げる事業 江戸川区内に住所を有するひきこもり当事者であつて、江戸川区が実施するひきこもり支援推進事業による相談支援の提供を受けている者

三 前条第三号に掲げる事業 事業の内容に応じて区長が必要と認める者（利用手続等）

第六条 ひきこもりサポート施設を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならぬ。

2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

3 区長は、ひきこもりサポート施設の利用について次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、利用の承認をしない。

一 利用の承認を受けた者が定員に達したとき。

二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

（使用料）

第七条 ひきこもりサポート施設の使用料は、無料とする。

（利用承認の取消し等）

第八条 区長は、ひきこもりサポート施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用目的又は利用条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第九条 ひきこもりサポート施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用が終わつたとき又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第十条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第十一条 利用者は、施設若しくは備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用時間等)

第十二条 ひきこもりサポート施設の利用時間及び休業日は、規則で定める。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づき区長が行う利用の承認その他ひきこもりサポート施

設の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

ひきこもり当事者及びその家族の福祉の向上を図るため、江戸川区ひきこもりサポート施設の設置及び管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。